

名古屋市公報	令和 2年 6月10日 第56号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第89号)	4
告	示	
○ 令和 2年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について	(健福・保険年金課) (第350号)	5
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について	(健福・保険年金課) (第351号)	6
○ 名古屋市民御岳休暇村キャンプ場(キャビン及びファミリーキャビン)の供用停止	(観光・文化振興室) (第352号)	7
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第353号)	8
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(経済・産業企画課) (第354号)	10
○ 名古屋市緑笹塚土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課) (第355号)	11
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第356号)	12
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第357号)	13
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第358号)	14
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第359号)	15
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第360号)	16
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第361号)	17
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第362号)	18
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第363号)	19
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第364号)	20
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第365号)	21
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第366号)	22
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第367号)	23
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第368号)	24
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第369号)	25
○ 名古屋市緑笹塚土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第370号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第371号)	27

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第372号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第373号)	33
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第374号)	36
○ 生活保護法による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第375号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第376号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退	(健福・保護課)	(第377号)	40
○ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について	(健福・食品衛生課)	(第378号)	42
達			
○ 名古屋市役所防火防災管理規程の一部改正	(総務・総務課)	(第38号)	43
選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第3号)	44
病 院 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正		(第18号)	46
監 査 公 表			
○ 令和2年監査公表		(第4号)	48
外 部 監 査 公 表			
○ 令和2年外部監査公表		(第2号)	86
公 告			
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		88
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		91
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		93
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)		95

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（第89号）
 - 1 改正内容
医療証の記号を変更します。（第 2号様式関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 8月 1日から施行します。
-

達 の あ ら ま し

- 名古屋市役所防火防災管理規程の一部を改正する規程（第38号）
 - 1 改正内容
令和 2年度の組織の改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2 から別表第 5関係）
 - 2 施行期日
この達は、発布の日から施行します。

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第89号

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第 2号様式中「㊤」を「㊦」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 8月 1日から施行する。

名古屋市告示第 350号

令和 2年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及
び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、
第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条
の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則
第17条及び附則第18条の規定により、令和 2年度分国民健康保険料の基礎賦課
額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料
率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和 2年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0739
- (2) 均等割額 40,843円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0237
- (2) 均等割額 12,907円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0209
- (2) 均等割額 14,569円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 351号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和 2年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.951
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.981

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 352 号

名古屋市民御岳休暇村キャンプ場（キャビン及びファミリーキャビン）の供用停止

名古屋市民御岳休暇村条例施行細則（昭和48年1月30日規則第5号）第2条第2項の規定により、名古屋市民御岳休暇村キャンプ場（キャビン及びファミリーキャビン）を令和2年6月1日から令和2年6月7日までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため供用停止します。

令和2年6月1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第 353号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

公益財団法人 名古屋市みどりの協会
名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

近藤 正勝 尾張旭市南栄町 1丁目58番地

3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積(m ²)
守山区大字上志段味字東谷	2110番15	畑	2,951.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番20	畑	495.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番21	畑	481.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番23	畑	222.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番36	畑	167.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 157	畑	264.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 159	畑	227.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 252	畑	496.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 325	畑	552.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 326	畑	331.00

守山区大字上志段味字東谷	2110番 327	畑	496.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 416	畑	500.00
守山区大字上志段味字東谷	2110番 419	畑	375.00

4 設定する利用権

- (1) 種類 使用貸借権
- (2) 内容 畑として利用
- (3) 存続期間 令和 2年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：なし
- (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 230日、農業従事者： 3人
- (3) 農機具の保有状況
耕運機： 1、防除機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 354 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中区新栄町二丁目 13 番地
栄第一生命ビルディング 8 階
株式会社オムニ
代表取締役 高井 令

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 355号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和 2年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
深 川 浩 一	名古屋市緑区徳重四丁目1310番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 356号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画墓園事業第 1号東墓園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 1号東墓園

名古屋市千種区田代町字鹿子殿及び字瓶杵並びに東明町 7丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 357号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画墓園事業第 1号東墓園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 358号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 3・3・2号米野公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

3・3・2号米野公園

名古屋市中村区黄金通 2丁目、3丁目、権現通 3丁目、大正町 4丁目及び
5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 359号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 3・3・2号米野公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 5年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 360号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・ 4・ 16号富田公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・ 4・ 16号富田公園

名古屋市中川区戸田明正一丁目並びに富田町大字戸田字下川田及び字八幡腰地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 361号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・16号富田公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 5年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 362号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・4号鶴舞公園

名古屋市昭和区鶴舞一丁目及び中区千代田五丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 363号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 364号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・8号天白公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・8号天白公園

名古屋市天白区天白町大字島田字黒石及び字山ノ杵並びに大字平針字上原
及び字黒石及び土原三丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 365号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・8号天白公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 5年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 366号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・2号中村公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・2号中村公園

名古屋市中村区中村町字河原、字高畑、字茶ノ木、字待屋及び字木下屋敷、東宿町 1丁目、東宿町 2丁目並びに日比津町字南諏訪野地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 367号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・2号中村公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 6年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 368号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 1号戸田川緑地

名古屋市中川区富田町大字戸田字大日川田、富永一丁目並びに水里一丁目並びに港区南陽町大字西福田字猿島並びに大字福田字大儘、字西蟹田及び字春田野、西蟹田、西福田一丁目、春田野一丁目並びに春田野二丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 369号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 6月 3日から令和 5年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 370号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 2年 6月 4日から同月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 371号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
しらい眼科	名古屋市千種区覚王山通 9丁目18番 地	令和 2年 4月 1日
桜通り葵クリニッ ク	名古屋市東区葵三丁目12番 7号	令和 2年 5月 1日
リーフクリニック 名駅	名古屋市西区那古野二丁目25番11号	令和 2年 5月 1日
久屋クリニック	名古屋市中区錦三丁目 5番31号	令和 2年 4月 1日
青山内科ハートク リニック	名古屋市昭和区山手通 3丁目 3番地	令和 2年 4月24日

医療法人順秀会八事小林泌尿器科	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1	令和 2年 4月 1日
清水ヶ岡糖尿病内科・皮膚科クリニック	名古屋市瑞穂区彌富町字桜ヶ岡 4番地の 1	令和 2年 5月 1日
あつたの杜整形外科スポーツクリニック	名古屋市熱田区一番二丁目 9番19号	令和 2年 4月 1日
しばたファミリークリニック	名古屋市南区鶴見通 2丁目 1番地の 2	令和 2年 4月 1日
相生山ほのぼのメモリークリニック	名古屋市緑区相川二丁目 105番地	令和 2年 5月 1日
WAKA糖尿病・甲状腺クリニック	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	令和 2年 4月 1日
メディカルケア内科	名古屋市名東区一社二丁目 8番地	令和 2年 5月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ノーブル歯科	名古屋市千種区仲田二丁目17番 7号	令和 2年 4月 1日
池下さくら歯科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	令和 2年 1月 1日
今池歯科クリニック	名古屋市千種区今池四丁目11番18号	令和 2年 4月 1日
松田歯科	名古屋市東区徳川町 403番地	令和 2年 4月 1日

まきの歯科クリニック	名古屋市北区如意三丁目21番地	令和 2年 4月 1日
オー, デンタルクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目44番44号	令和 2年 4月 1日
Dr. AINA DENTAL CLINIC	名古屋市中区栄三丁目15番37号	令和 2年 4月 1日
新瑞橋デンタルオフィス	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目21番地	令和 2年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ハットリ調剤薬局 宮根台店	名古屋市千種区宮根台一丁目 4番24号	令和 2年 5月 1日
スギ薬局本山店	名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地	令和 2年 5月 1日
コスモス調剤薬局 石川橋店	名古屋市昭和区荒田町 5丁目12番地	令和 2年 4月 1日
ポトス薬局みずほ 店	名古屋市瑞穂区彌富町字桜ヶ岡 4番地 の 2	令和 2年 5月 1日
マイタウン薬局船 方店	名古屋市熱田区二番二丁目26番 1号	令和 2年 4月 1日
ライム薬局	名古屋市緑区徳重一丁目1414番地の 2	令和 2年 5月 1日
ふくろう薬局	名古屋市天白区島田三丁目 612番地	令和 2年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション千種	名古屋市千種区内山三丁目12番18号	令和 2年 4月 1日
訪問看護ステーション夢眠いまいけ	名古屋市千種区今池三丁目15番 6号	令和 2年 4月 1日
訪問看護ステーション夢眠ちくさこうえん	名古屋市千種区松軒二丁目 5番24号	令和 2年 4月 1日
セントケア看護小規模中川	名古屋市中川区打中二丁目14番地	令和 2年 4月 1日
こはる訪問看護ステーション	名古屋市港区九番町 5丁目 3番地の1	令和 2年 4月 1日
医療法人並木会訪問看護ステーション内田橋なみき	名古屋市南区内田橋二丁目 4番 3号	令和 2年 4月 1日
大同訪問看護ステーション	名古屋市南区白水町 9番地	令和 2年 4月 1日
F o o t a g e 訪問看護ステーション守山	名古屋市守山区元郷二丁目 501番地	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 372号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人安藤内科クリニック
	新	医療法人あんどろファミリークリニック
所 在 地	名古屋市千種区宮根台一丁目 7番 7号	
変 更 年 月 日	令和 2年 2月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	日本調剤大久手薬局	
所 在 地	旧	名古屋市千種区大久手町 5丁目16番地
	新	名古屋市千種区大久手町 5丁目 5番地の 2
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

医 療 機 関 名	ファーマライズ薬局名古屋店
-----------	---------------

所在地	旧	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 6
	新	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 3
変更年月日		令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 373号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
よしむら眼科	名古屋市千種区覚王山通 9丁目18番 地	令和 2年 4月 1日
一般財団法人グロ ーバルヘルスケア 財団クリニックチ クサヒルズ	名古屋市千種区千種二丁目24番 2号	令和 2年 4月 1日
水谷医院	名古屋市西区押切二丁目 6番12号	令和 2年 4月 1日
医療法人誠仁会久 屋クリニック本院	名古屋市中区錦三丁目 5番31号	令和 2年 4月 1日

メディカルリンク クリニック	名古屋市中区錦三丁目16番10号先	令和 2年 4月17日
医療法人宏樹会太 田内科	名古屋市瑞穂区川澄町 3丁目 1番地	令和 2年 4月 1日
竜泉寺診療所	名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番 地	令和 2年 3月31日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
池下さくら歯科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番 地の 1	令和 2年 1月 1日
オー, デンタルク リニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目44番44号	令和 2年 4月 1日
ハートデンタルク リニック	名古屋市守山区幸心二丁目1317番地	令和 2年 4月30日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
コスモス調剤薬局 石川橋店	名古屋市昭和区荒田町 5丁目12番地	令和 2年 4月 1日
サンハート薬局当 知店	名古屋市港区明正一丁目 290番地	令和 2年 4月 1日
ジェーシーエス調 剤薬局元八事店	名古屋市天白区元八事一丁目 134番 地	令和 2年 3月 2日
れんげ薬局名古屋 島田店	名古屋市天白区島田三丁目 612番地	令和 2年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーション「トント」えがお	名古屋市守山区四軒家二丁目 111番地	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 374号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
あつたファミリー ハートクリニック	名古屋市熱田区二番二丁目25番46号	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 375号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
亀島耳鼻咽喉科医院	名古屋市熱田区伝馬二丁目27番12号	令和元年10月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 376号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋北区 施術所	名古屋市北区大曾根三丁目17番16号	令和 2年 4月 7日
金田 正仁		
まきのいけ鍼灸院	名古屋市名東区牧の里三丁目 309番 地	令和 2年 4月20日
梅原 大輔		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッサージ名古屋北区 施術所	名古屋市北区大曾根三丁目17番16号	令和 2年 4月 7日
金田 正仁		
まきのいけ鍼灸院	名古屋市名東区牧の里三丁目 309番 地	令和 2年 4月20日
梅原 大輔		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
石井ほねつぎ	名古屋市南区内田橋一丁目21番11号	令和 2年 4月 1日
柴田 恵吾		
やつるぎ接骨院	愛知県岩倉市八剣町井ノ下 9ー 1	令和 2年 3月26日
楠橋 亮		
まきのいけ接骨院	名古屋市名東区牧の里三丁目 309番 地	令和 2年 4月20日
梅原 大輔		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 377号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定施
術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
鵬展事業所K E i ROW清須ステー ション	愛知県清須市新清洲 3丁目 7ー11	令和 2年 4月 3日
杉山 好信		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
鵬展事業所K E i R O W清須ステー ション	愛知県清須市新清洲 3丁目 7－11	令和 2年 4月 3日
杉山 好信		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 378号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中区大須四丁目12番21号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 三浦 春水

2 収納を委託した手数料

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市達第38号

庁 中 一 般

名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月3日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第2中「市民経済局市民生活部広聴課長」を「スポーツ市民局市民生活部広聴課長」に、「消防局予防部指導課長」を「消防局予防部規制課長」に改める。

別表第3中「守衛長」を「総務局総務課管理係長」に改め、同表1階の項中「人事委員会事務局審査課調査係長」を「防災危機管理局総務課庶務係長」に改め、同表5階の項中「市民経済局総務課庶務係長」を「スポーツ市民局総務課庶務係長」に改め、同表7階の項中「上下水道局企画経理部経理課下水道財務係長」を「上下水道局企画経理部経理課下水道経理係長」に改め、同表8階の項中「防災危機管理局総務課庶務係長」を「人事委員会事務局審査課調査係長」に改める。

別表第4前項以外の場所における危険物取扱の良否の項中「危険物取扱」を「危険物取扱い」に、「守衛長」を「総務局総務課管理係長」に改める。

別表第5 1本部の組織の表備考第1項中「守衛長」を「当該要件を満たしている者」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和2年6月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,671 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

335,443 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,427 人	熱田区	18,304 人
東区	21,960 人	中川区	60,375 人
北区	45,538 人	港区	38,897 人
西区	40,836 人	南区	37,695 人
中村区	37,595 人	守山区	47,295 人
中区	23,770 人	緑区	66,628 人
昭和区	28,432 人	名東区	43,662 人
瑞穂区	29,856 人	天白区	43,581 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

313,924 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 6月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条中第 1号から第 3号までを次のように改める。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難
- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避
- (3) 削除

第 2条第 7号中「健康診断の受診」を「健康診断（以下「健康診断」という。）の受診又は安全衛生規程第22条第 2項第 1号若しくは第 2号の規定により健康診断の結果に代える受診（以下「代行受診」という。）」に改める。

第 3条第 1項第 1号中「前条第 1項第 1号から第 3号まで、第 5号から第 7号まで」を「前条第 1号、第 2号、第 5号、第 6号」に改め、同項第 2号中「前条第 1項第 4号」を「前条第 4号」に改め、同号の次に次の 1号を加える。

- (2) の 2 前条第 7号の場合 健康診断の受診の場合にあつては代行受診に係る時間を除き、別に定める日数又は時間、代行受診の場合にあつては 1年度につき 1日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位で免除される場合にあつては 1日をもって当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。）とする。）で必要とされる時間

第 3条第 1項第 3号中「前条第 1項第 8号」を「前条第 8号」に改め、同項第 4号中「前条第 1項第 9号」を「前条第 9号」に、「再任用短時間勤務職員（1週間の勤務日数が 4日である者に限る。）については 1年につき60日以内、

その他の再任用職員については 1年につき75日以内」を「臨時的に任用される職員については引き続いて90日以内、再任用短時間勤務職員のうち 1週間の勤務時間が30時間であり、 1週間の勤務日数が 4日である者については 1年度につき60日以内、その他の再任用職員については 1年度につき75日以内」に改め、同項第 5号中「前条第 1項第10号」を「前条第10号」に改め、同項第 6号中「前条第 1項第11号」を「前条第11号」に、「 8時間」を「当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第 7号中「前条第 1項第12号」を「前条第 12号」に、「 8時間」を「当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第 9号中「前条第 1項13号」を「前条第13号」に、「 8時間」を「当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第10号中「前条第 1項第14号」を「前条第14号」に改め、同項第11号中「前条第 1項第15号」を「前条第15号」に改め、同項第12号中「前条第 1項第16号」を「前条第16号」に改める。

第 3条第 2項、第 4項及び第 6項中「前条第 1項第 9号」を「前条第 9号」に改める。

第 4条中「第 2条第 1項第 9号」を「第 2条第 9号」に改める。

第 6条ただし書中「第 2条第 1項第14号」を「第 2条第14号」に改める。

附則に次の 1項を加える。

- 4 第 2条各号の規定の適用については、勤務時間規程の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本市の条例、規則その他の規定により利用した同条各号の規定による職務に専念する義務の免除に相当する休暇又は職務に専念する義務の免除の期間（以下「休暇等の期間」という。）がある場合は、休暇等の期間を同条各号の規定により職務に専念する義務を免除された期間とみなす。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の規定は令和 2年 4月 1日から適用する。

令和 2 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知
があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 6 月 2 日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会・区役所・財政局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
5(2)	亡失したものとみなした図書の弁償について 図書館では、名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館館則施行要綱（以下「館則等」という。）に基づき、貸出図書の返納催促を 3回行っても返納されないときには、貸出図書を亡失したものとみなして、利用者に対して「貸出図書亡失決定のお知らせ」によりその旨を通知している。また、館則等では、貸出図書を亡失したものとみなした場合には、館長の指示するところに従って代品又は相当の代金をもって弁償させることとしている。 この事務について調査したところ、「貸出図書亡失決定のお知らせ」では、貸出図書を亡失したとみなした旨及び図書の返納等があるまで新たな貸出ができない旨は記載しているものの、代品又は相当の代金のいずれの方法により弁償させるのが指示されておらず、そのため、亡失したとみなした図書について、返納又は弁償がなされない場合、名古屋市債権管理条例に基づき金銭債権として管理していくのか、あくまでも代品での弁償を請求していくのが不明となっていた。 そして、図書を亡失したとみなしてから文書の保存期間である10年が経過すると、当該文書が廃棄されるため、貸出記録や弁償額がわからず、事実上、弁償を求めることができない状態になっていた。 図書を亡失したとみなした場合には、まずは館則等に従い、代品をもって弁償させるのか、又は相当の代金をもって弁償させるのか利用者に対して指示をされたい。また、相当の代金をもって弁償させる場合には、名古屋市	本件は、亡失したとみなした図書（以下「みなし亡失図書」という。）を含め、図書館で利用者が貸出資料を紛失した場合の弁償の方法は、代品と現金の両方が館則に並記されており、弁償方法の優先順位が必ずしも明確ではなく、みなし亡失図書についてどのように管理していくかを館則等で明確にしていなかったことが原因でした。 弁償方法については、図書館の事業目的から、資料の確保を優先するため、みなし亡失図書を含むすべての弁償について、弁償の優先順位を、第一に代品による弁償、第二に相当の代金による弁償とするよう、平成31年 4月から館則施行要綱等を改正しました。 みなし亡失図書については、みなし亡失決定後に長期遅延資料として管理するよう取り扱いを改め、令和 2年 1月から館則施行要領を改正しました。 また、決定後の取り扱いについても、返納催促等の期間を定め、最終的に遅延から10年を経過した後に廃棄の決定を行うよう、令和 2年 1月から館則施行要領を改正いたしました。 （鶴舞中央図書館）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	債権管理条例に基づき金銭債権として管理することとなるが、代品をもって弁償させる場合、どのように管理していくのかが館則等において明確になっていないので、事務手続を整理されたい。 （鶴舞中央図書館）	

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

教育委員会・財政局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2	特別支援教育就学奨励費の支給事務について 本市では、名古屋市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障害のある児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給しており、この支給に当たっては、毎年度発出される学事課長名通知及び学校事務の手引き等（以下「学事課長名通知等」という。）に基づき事務が行われている。 学事課長名通知等によれば、支給対象経費は学校給食費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等であり、支給対象金額は原則として実費額の 2分の 1である。学校給食費及び学用品・通学用品購入費のうち学校徴収金で購入した教材等については、学校で計算等の事務を行うこととされている。また、学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、領収書等を保護者から徴取することとなっている。なお、インターネット購入により領収書等がない場合については、納品書やクレジットカード利用明細書等でこれに代えることができる。 この支給事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 学校給食費について、台風で給食の実施がなかった 2日分を実施回数に計上したため、過大に支給されていたもの イ 学用品・通学用品購入費について、学校徴収金で購入した実習の	今回の指摘を受け、監査で指摘された事項を踏まえた支給事務に係るチェックシートを作成し、配布するとともに、平成31年 4月の校長会において、書類のダブルチェックを行うなど、適正な事務の執行に留意するよう各校長に対して注意喚起を行いました。 また、令和元年 6月 3日付で名古屋市立の全小中学校に対し、支給金額等に誤りがないか、複数人によるチェックが行われているかについて調査を行い、誤りの見つかった学校については、過去 5年遡って追給・戻入を行うとともに、再発防止に向け指導をしました。 また、各小中学校宛に調査結果に基づき令和元年12月10日付通知「特別支援教育就学奨励費支給事務にかかる事務処理の誤りについて」により、再度適正な処理を徹底するよう注意喚起を行いました。その際、確認シート及びチェックシートを併せて送付し、今後の事務に活用するよう促しております。（学事課） 本件は、適正な特別支援教育就学奨励費の支給事務についての認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例で、過少に支給されたものについては、既に支給した額との差額を対象者に支給しました（平成31年 3月実施）。過大に支給されたものについては、正しい金額との差額を返金していただきました（平成31年 4月実施）。 また、再発防止策として、学事課長名通知や学校事務の手引き等について関係職員に周知し、適正な特別支援教育就学奨励費の支給事務について再確

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	材料費等を計上しなかったため、過少に支給されていたもの ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、インターネット購入による納品書等が貼付されていた学用品・通学用品を、必要書類がないものとして支給対象から除外したため、過少に支給されていたもの エ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、支給年度の4月までに購入したものが支給対象とされているにもかかわらず、対象期間外の5月に購入された通学用品を支給対象に含めて請求手続きが行われていたもの なお、支給対象外とすべき経費を除いても支給限度額を上回っているため、結果として支給金額は同額であった。 特別支援教育就学奨励費については、平成30年4月に保護者からの指摘により支給誤りが発覚したことを受けて、学事課が市内全小中学校に対し、平成29年度の支給事務に誤りがないか調査を実施しているが、今回の監査で発見された事例は、その際報告がなかったものである。また、再発防止策として各学校に注意喚起を図り、正しい処理を徹底するとしていたが、注意喚起後に行われた事務についても誤りが見受けられた。 学事課においては、各学校で同様の事務誤りが発生していないか、複数人によるチェックが行われているか、改めて全校調査を行うとともに、各学校への指導を徹底されたい。 また、各学校においては、学事課長名通知等に従い、適正な特別支援教育就学奨励費の支給事務を行われたい。 （学事課、千種小学校、振甫中学校、一柳中学校、明豊中学校、大高中学校）	認を行いました。 （千種小学校、振甫中学校、一柳中学校、明豊中学校、大高中学校）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
5(1)	特別支援学校におけるバザー会計の取扱いについて 名古屋市立の特別支援学校高等部においては、将来の職業生活や社会自立に向けた作業学習（製品の製作・販売等）を実施しており、この作業学習で製作した製品を、毎年、開催するバザーの中で保護者や近隣の住民等来場者に販売している。 製品の製作・販売にあたっては、バザーの売上を、次年度の製品の原材料等購入費に充てることとしており、作業学習担当教員が授業に伴う校務として出納を取り扱っている。 天白養護学校においてバザーに係る会計の取扱いについて調査したところ、原材料等の購入時の校長等による決裁が行われていなかったほか、売上金の全てを一旦金融機関に預けるも、その後全額を払い出して現金で保管していた。 リスクの高い現金の取扱いに関する事務であることから、他の特別支援学校の事務処理状況についても確認したところ、一部の特別支援学校では、天白養護学校と同様に、購入時の校長等による決裁が行われておらず、また、売上金を現金で保管している状態であった。 また、天白養護学校を含む全ての特別支援学校において、バザーに係る会計の事務は作業学習担当教員のみで行われており、複数の教職員による納品確認、校長等による帳簿類の確認が行われていないなど不適正な経理処理が発生するリスクが存在していた。 学事課及び指導室においては、各特別支援学校とも十分に調整した上で適切な事務が執行できるよう事務手続を定めるとともに、各特別支援学校においては、当該事務手続に基づき、適切な事務を執行されたい。 （学事課、指導室、各特別支援学校）	特別支援学校におけるバザー会計については、公金と同様に適正な管理が必要であるにも関わらず、会計の取扱いを定めていなかったことが原因であったことから、教育委員会において、各学校が適切な経理処理を行えるよう、各特別支援学校とも調整のうえ、学事課において、ガイドラインを令和2年2月18日に作成しました。 各校では上記のガイドラインに従い、各校の事業実態に合わせた内規を令和2年2月21日までに作成しました。 （学事課、指導室、各特別支援学校）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
5(2)	学校給食施設における衛生点検について 文部科学省が定める学校給食衛生管理基準では、学校給食法（昭和29年法律第 160号）の趣旨を踏まえ、学校給食における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示されている。 本市ではこの基準をもとに学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理校版）（以下「手びき」という。）を作成しており、これに基づき各学校において、学校給食施設等の定期検査が行われている。手びきによれば、年 3回、各学期 1回ずつ行う学校給食施設等の検査は、定められた検査票を用いて、学校薬剤師により実施することとされている。 当該検査の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 検査が年 3回、各学期 1回ずつ実施されていなかったもの （なごや小学校、戸田小学校） イ 検査票に日付や実施者名等が記載されておらず、学校薬剤師等の執務記録簿にも記録がないため、適正に実施されたことが書面上確認できなかったもの（白水小学校） 前回監査においても、他の学校に対して同様の指摘をしたところであり、安全な給食の実施のため、各学校においては、手びきの定めに従い、確実に検査を実施し、記録されたい。 また、学校保健課においては、速やかに各学校の検査結果を確認し、確実に検査が実施されるよう指導を行われたい。 （学校保健課）	今回の指摘を受け、平成31年 1月17日に各学校宛てに学校給食施設における定期検査の実施に関する通知を出し、検査実施についての確認依頼及び注意喚起を行い、今後の再発防止を行いました。 また、各学校宛てに平成31年 4月 1日に通知した学校給食の実施等の依頼においても、定期監査の指摘に関する項目を新たに設け、これまでの指摘を含め、学校給食施設における定期検査等の確実な実施について周知徹底を図りました。 さらに、令和元年 8月30日に 1学期、令和 2年 1月30日に 2学期の定期検査等について実施確認を行い、対象校全校で実施済みであることを確認しました。 （学校保健課） ア 本件は、学校給食における衛生管理と安全の手びきについての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、平成30年度 3学期分の検査を平成31年 1月25日に実施しました。 （なごや小学校、戸田小学校） イ 本件は、検査票等の書面に実施者名等を記載することを失念していたことが原因です。今回の指摘を受け、後日、記載箇所を修正し、検査を実施した薬剤師から押印を受けました。 （白水小学校）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

交通局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
1(2)	資本的支出における両事業会計の負担割合の誤りについて 交通局が保有する丸の内会館には市営交通資料センターが設置されているほか、一部は市長部局等へ貸し付けられており、自動車運送事業会計及び高速度鉄道事業会計の両事業会計で資産計上されている。収入及び支出関係書類を確認したところ、建物部分の賃料収入や修繕費用は、両事業会計の保有割合で按分しているが、設備更新工事等の資本的支出については、高速度鉄道事業会計のみで負担していた。 収入や他の費用については両事業会計の保有割合で按分していることから、当該資本的支出の負担割合についても同様にされたい。 （財務課、資産活用課）	本件は、両事業会計での按分に関する認識が不十分であったことが原因です。資本的支出についても、収入や他の費用と同様に両事業会計の保有割合で按分するよう、令和 2年度予算より対応しました。 （財務課、資産活用課）
2(2)	固定資産の実地照合の不備について 名古屋市交通局会計規程では、所管課長は、固定資産整理簿を備えて、所管の固定資産について名称や所在地等を整理することとしている。また、固定資産の実地照合に関する内規では、所管課長は少なくとも年一回、固定資産整理簿に記載された固定資産が正しく保管されているか実地照合を行うこととしている。 固定資産整理簿や各課公所における実地照合の結果を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 廃棄した固定資産の除却の手続きを行っていないもの （施設事務所） イ 実地照合により発見した固定資産	ア（令和元年8月31日現在 措置済） （施設事務所） イ（令和元年8月31日現在 措置済） （軌道事務所） ウ 本件は、複数の固定資産を整理簿にまとめて記載し所在地が把握できなかったことにより、実地照合が困難だったことが原因です。 令和 2年 2月現在、所在地の把握ができるような確認簿（整理簿の内訳書）を作成した上で、地下鉄駅での実地照合を実施中で、令和 2年 3月中に完了する見通しです。 （運輸課） エ（令和元年8月31日現在 措置済） （資産活用課、自動車車両課、

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	の所在地の誤りを修正していなかったもの （軌道事務所） ウ 地下鉄駅の固定資産の実地照合を平成29年度に実施していなかったもの （運輸課） エ 実地照合が不十分であったため、固定資産整理簿に記載されている所在地が既に廃止された公所のままである等、記載内容に誤りがあったもの （資産活用課、自動車車両課、工務課、営繕課、施設事務所） 固定資産を適正に管理するために、固定資産の除却や所在地変更をした際の事務処理を確実に行うとともに、実地照合を適切に実施されたい。	工務課、営繕課、施設事務所）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

子ども青少年局・区役所・財政局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
4(1)	どんぐりひろば及び児童遊園地の管理について どんぐりひろば及び児童遊園地（以下「ひろば」という。）の管理運営については、どんぐりひろば管理運営要綱及び児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱（以下「ひろば管理運営要綱」という。）に定められている。 ひろば管理運営要綱によると、ひろばは幼児及び児童のための安全な遊び場を確保し健全な育成を図ることを目的に、町内会等からの申請により本市との共同で設置される。また、ひろばの清掃や除草、樹木の剪定等の日常的な管理については、町内会等が行うこととされている。 市内 498箇所のひろばのうち 3箇所について実地調査を行ったところ、道路との境界にあるブロックから鉄筋が突き出ている事例や敷地内の樹木の枝葉が大きく道路側に張り出している事例が見受けられた。 子どもが負傷する危険性があり、また、通行の妨げとなっているため、子育て支援課においては安全性の確保のための必要な対応を行われたい。さらに、他のひろばにおいても同様の事例がないか確認を行ったうえで適切に対応されたい。（子育て支援課）	本件は、ひろばの清掃や除草、樹木の剪定等の日常的な管理については町内会等が行うこととされていたものの、町内会等では対応が困難な事案についての連絡調整が不十分であったことが原因です。 指摘のあった、ブロックから鉄筋が突き出ている事例については、令和元年 5月に鉄筋の切断を行い、樹木の枝葉が道路側に張り出している事例については、令和元年11月に剪定を行いました。 他のひろばについては、毎年管理責任者をお願いしている実態調査において、同様の事例がないか確認を行いました。同様の事例が発生していたひろばについては、順次、必要な対応を行っております。（子育て支援課）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

教育委員会・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2	備品の管理について スポーツ協会と締結している「名古屋市生涯学習センターの管理運営にかかる基本協定書」によると、本市は無償で備品をスポーツ協会に貸し付けることができ、スポーツ協会は教育委員会が定める「指定管理者による備品管理の手引き」に基づき管理することとされている。 北生涯学習センターにおける備品の管理状況について確認したところ、市の財務会計総合システムに備品として登録されておらず、スポーツ協会への貸付手続も行われていない書画があった。 定められた手続きを適正に行うとともに、他の生涯学習センターにおいても同様の事例がないかどうか確認をされたい。（生涯学習課） なお、北生涯学習センターの書画については、市の財務会計総合システムに備品として登録するとともに、スポーツ協会への貸付手続を行い、必要な措置が講じられた。	（北生涯学習センターについては監査期間中に措置済） 備品としての登録漏れなどは、美術工芸品は価額に関わらず備品として取り扱うべきであるという理解が不十分であったことが、原因であると考えられることから、美術工芸品の取扱いについて、各生涯学習センターに対して周知しました。 あわせて、他の生涯学習センターにおいて、同様の事例がないか確認するため、財務会計総合システムの登録内容の確認及び現地調査を行い精査したところ、寄贈された美術工芸品（書・絵画）2点について、寄附受納に関する手続きがなされておらず、財務会計総合システムにも登録されていないことが判明しました。 今後、寄贈者と寄附受納に関する手続きを進め、財務会計総合システムへの登録を行ってまいります。（生涯学習課）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

健康福祉局・一般社団法人名古屋市歯科医師会

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2(1)	補助金の精算事務について 歯科医師会に指摘したとおり、障害者歯科診療事業補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた。 事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われない。 （医療福祉課）	本件は、補助金の交付申請及び実績報告の際に提出する様式上、当該経費が補助対象外であることが不明瞭であったことから誤りが生じたものであるため、要綱を改正し、様式内に同経費を補助対象外経費とする旨の注意事項を明記する等により、今後の申請・報告の際に誤りが生じないよう対応したところです。（令和元年 8月23日施行） この改正後の様式により事業実績の確認を確実にしながら、補助金の精算を適正に行ってまいります。 （医療福祉課）
2(2)	基金積立額の返還について 平成29年 5月に公表された健康福祉局の定期監査では、障害者歯科診療事業に係る基金の運用状況や収支の内訳について、当局が詳細に把握していなかったことを指摘し、これらを具体的かつ客観的に確認できるよう、平成29年10月に要綱が改正されたところであるが、今回の監査では、歯科医師会に指摘したとおり、平成29年度末において、基金の状況を的確に把握していなかったため、施設設備整備基金の積立額が限度額を大幅に超えていたにも関わらず、所定の返還手続が行われていなかったことは誠に遺憾である。 補助金の適正な執行の観点から、返還必要額については速やかに返還を求めるとともに、今後は定められた手続を確実に実施されたい。 （医療福祉課） なお、本件については、返還必要額が歯科医師会から本市に返還された。	本件は、基金積立額が積立限度額を超えた分にかかる返還の時期が要綱上明記されていなかったことが原因で返還手続が遅れたものであることから、要綱を改正し、実績報告から返還までの期間について、返還期日（9月末日まで）を明記したところです。（令和元年 8月23日施行） なお、平成30年度分については、令和元年 7月25日付けで団体より実績報告を受け、同 9月 2日に返還済みです。 （医療福祉課）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

健康福祉局・公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2	補助金の精算事務について 市老連に対して指摘したとおり、名古屋市老人クラブ連合会運営等補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた事例及び活動推進員が購入した品目が領収書に記載されていない事例が見受けられた。 事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われたい。 また、補助金の適正な執行を確保するため、市老連に支出内容を正確に報告させ、事業実績を正しく把握されたい。（高齢福祉課）	本件は、提出された書類の確認不足とともに市老連への指導不足が主な原因であり、市老連には、支出内容を正確に把握、確認をして報告するよう指導しました。 併せて、市老連へ補助対象経費となるものについてあらためて説明し、市老連から提出される事業実績について必要に応じて支払証拠書類の確認を行うなど補助金の精算事務を適切に実施してまいります。（高齢福祉課）

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

市民経済局・名古屋商工協同組合協会

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2	補助金の精算事務について 商工協同組合協会に対して指摘したとおり、名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた。 事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われたい。（中小企業振興センター）	本件は、補助対象となる事業実績の確認に際し、補助対象経費であるかの判断について中小企業振興センター職員の誤認があったことが原因です。 当該団体に対し、歳出予算科目の節区分の説明について周知を図り、帳簿上及び本市への事業報告時に正しい支出科目に基づき記載するよう指導を行いました。 また、所属内においても、事業実績の確認を適切に行うため、係会などを通じ、節区分の説明について改めて周知徹底を図りました。 今後とも、事業実績の確認を十分に行い、適正な補助金交付事務の執行に努めてまいります。 （中小企業振興センター）

令和元年監査公表第 3号関係分（令和元年 9月13日公表）

健康福祉局健康部・区役所・財政局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
1(1)	市立斎場における残骨灰の処理委託について 斎場における拾骨後の残骨灰の取扱いについては法令に定めがなく、各自治体の判断に委ねられている。平成30年に厚生労働省が実施した調査（94自治体から回答）によると、本市を含む約 2割の自治体（20自治体）が残骨灰をそのまま売却又は残骨灰から抽出した金などの有価物を売却している。 本市では、残骨灰は委託業者に処理委託し、残骨、有価物及びその他の含有物に選別の上、残骨及び有価物は市に返還させ、その他の含有物は委託業者が処理をしている。返還された残骨は八事霊園内の霊灰庫に納めており、有価物については売却して市の収入とし、市立斎場のサービス向上などの財源としている。 この委託契約について過去 5年間の状況を調査したところ、委託業者の違いにより、引き渡した残骨灰の量に対して返還される有価物の量に大きな差異が生じており、その結果、有価物の売却価格は売却時の貴金属相場に左右されるものの、委託業者の違いにより約 8倍もの大きな差異が生じていた（表省略）。 具体的には平成28年度前期の有価物売却金額が残骨灰 1トン当たり23万円余であるのに対し、平成27年度第 1期の有価物売却金額が 187万円余となっており、 3か月の契約期間中の有価物売却金額が 3,600万円余と他の契約期間が 6か月でおおむね 1,000万円程度であるのと比較すると、売却金額が明らかに高額となっていた。 事業所管課である環境薬務課では、有価物の返還状況について差異が生じ	市立斎場における残骨灰の処理委託については、委託業者の選定条件について有価物の抽出能力を考慮した契約となっていなかったため、適切な歳入額の確保ができていませんでした。 契約方法の見直しを行うに当たり、他の自治体における残骨灰又は残骨灰から抽出した有価物の売却状況を確認したところ、本市において有価物の売却契約単価が最も高額であった事例と同水準の金額にて残骨灰を売却している事例が確認されました。 そこで、適切な歳入額を確保するため、令和 2年度から残灰（残骨灰から残骨を除いたもの）の売却契約へと契約方法を変更し、令和 2年 2月に一般競争入札の公告を行いました。 なお、火葬された故人の尊厳を尊重し、遺族感情に十分留意することが重要であるため、契約方法を変更した後も、残骨灰中の残骨については、本市に返還することとしています。 （環境薬務課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	るのは、委託業者により処理方法や設備が異なることによるものと確認しているものの、今日まで委託業者の選定条件について有価物の抽出能力を考慮した契約となっていなかった。このような契約では適切な歳入額の確保を行っているとは言えず、誠に遺憾と言わざるを得ない。 残骨灰処理については、火葬された故人の尊厳を尊重し、遺族感情に十分留意することが最も重要であるが、市として残骨灰から有価物を抽出して売却する方法を選択した以上、委託業者の違いにより生じている有価物の返還状況の差異に留意の上、適切な歳入額の確保により市立斎場における一層のサービス向上などを図ることができるよう契約方法の見直しをされたい。 （環境薬務課）	
1(3)	委託契約の再委託について 食肉衛生検査所では、局所排気装置の保守点検等を委託により行っており、契約では、契約の受託者は本市の承認を得ることなく、業務を第三者に委託してはならないとしている。 契約事務について調査したところ、契約の受託者から再委託の承認申請がなく、本市の承認のないまま業務の一部が再委託されている事例が見受けられた。 食肉衛生検査所は、仕様書で提出を求めている作業報告書について、受託者以外の者が作成した報告書が提出されていたことから、当該業務の再委託が行われていると推認しうる状況にあるにもかかわらず、相手方に確認を行っていないかった。 受託者が再委託を行う場合には、契約に基づき、本市に再委託の承認申請を行うよう受託者を指導するとともに、再委託の承認にあたっては、再委託の必要性について十分な審査を行い、適正な契約の履行を確保されたい。 （食肉衛生検査所）	本件は、契約約款の内容についての認識が不十分であったことから発生したものです。 局所排気装置の保守点検契約について、令和元年度契約分においては、契約締結の際に受託者に対し契約約款の内容の周知・徹底をしました。 今後も、契約の際には受託者に対して、再委託の禁止・制限をはじめとした契約約款の内容を遵守させるとともに、再委託の承認申請があった場合には、その必要性について審査を十分に行ってまいります。 （食肉衛生検査所）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2(1)	営業用乗用自動車乗車券の管理について 健康福祉局の本庁各課室における営業用乗用自動車乗車券（以下「タクシーチケット」という。）の利用については、健康福祉局総務課により制定された「健康福祉局営業用乗用自動車利用規程」（以下「健康福祉局規程」という。）で定められている。また、保健センターにおけるタクシーチケットの利用については、健康福祉局保健医療課により制定された「保健センターにおける営業用乗用自動車利用規程」（以下「保健センター規程」という。）で定められている。本市のタクシーチケットは利用金額に上限がなく、タクシーチケットに記入された金額をタクシー会社に支払うことになっているため、金券類に準じた厳正な管理が求められる。 平成29年 5月17日に結果を公表した健康福祉局の定期監査において、不適正な利用の防止のため、タクシーチケットの適正な管理を徹底するよう指摘したところであり、対する措置として、総務課はタクシーチケットの受払管理簿を作成して受払の記録を行い、定期的に現在高の確認を行うよう健康福祉局規程を改め、局内各課室への周知と同時に公所等においても指摘の趣旨を踏まえ適正に管理するよう通知を行った。しかし、保健医療課は総務課からの通知に基づく保健センター規程の改正を失念していた。 今回、中村区及び南区保健福祉センター保健管理課におけるタクシーチケットの管理について調査したところ、現在の保健センター規程には受払の記録や現在高の確認について定められていないため、保管しているタクシーチケットの受払の日付やその枚数を把握しておらず、受払に基づいた正しいタクシーチケットの現在高が確認できない状態であった。 保健医療課においては、健康福祉局	本件は、総務課からの通知に基づく保健センター規程の改正を失念していたことが原因です。 令和元年 7月に「タクシーチケット出納簿」にて適正な管理を行うよう各区保健福祉センター保健管理課長・健康安全課長宛て通知するとともに、企画管理係長会において説明しました。 また、令和 2年 4月 1日付で「保健センターにおける営業用乗用自動車利用規程」を改正することとしました。（保健医療課） 本件は、タクシーチケットの現在高を確認する必要性についての認識が不足していたことが原因です。 令和元年 7月以降、保健医療課長通知に基づき「タクシーチケット出納簿」によりタクシーチケットの受払記録及び残高管理を行っております。（中村区保健福祉センター保健管理課、南区保健福祉センター保健管理課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	規程を参考にするなど速やかに保健センター規程を改正し、各保健センターに周知されたい。また、中村区及び南区保健福祉センター保健管理課においては、タクシーチケットの適正な管理に努められたい。 （保健医療課、中村区保健福祉センター保健管理課、南区保健福祉センター保健管理課）	
2(2)	毒物及び劇物の適正な管理について 毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、毒物劇物管理簿を備え、日常的に現在高を確認するなど、適切に毒劇物の在庫管理を行うこととされている。 これまでの定期監査等で毒劇物の不適切な取扱いについて再三にわたり指摘している中、健康福祉局が所管する厚生院に対し、平成30年度に実施した随時監査において、保管していた全ての毒劇物について現在高を把握していなかったなどのずさんな管理がなされていたため厳しく指摘した。さらに、毒物及び劇物取締法に基づき、市内の毒劇物を取り扱う事業者等に対して指導する立場にある健康福祉局に対しては、全庁的に毒劇物の管理の重要性を周知し、適正な管理の確保に努めるよう意見を付したところである。これに対し健康福祉局は全局区室に「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）を通知し、全庁的に毒劇物の適正な取扱いを指導している。 動物愛護センターではこの通知を受けて、毒劇物の管理をそれまでの消耗品出納簿から毒物劇物管理簿に切り替え、平成31年 4月に毒劇物の現在高を記載した。今回それぞれの帳簿について照合を行ったところ、劇物であるホ	本件は、毒劇物の管理の重要性についての認識が不足しており、毒物及び劇物取締法及び関係通知に定められている内容が順守されていなかったことが原因です。 記載漏れのあった毒物劇物管理簿については直ちに補記しました。 また、動物愛護センターの毒物劇物危害防止規定に四半期に 1度担当係長が現在高の確認を行うことを明記（令和元年 7月 1日規定改正）し、確認の都度点検記録表に記載することで、確実に毒劇物の現在高を確認することとしました。 さらに、過去の定期監査等における指摘や意見、及び今回の指摘を重く受け止め、職員一人一人が毒劇物を厳正に管理する認識をもつよう、職場内会議において取り上げ、周知徹底しました。 今後も職場内会議において積極的に取り上げるとともに、職場内研修を徹底することで、毒劇物を適正に管理してまいります。（動物愛護センター）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	ルマリンについて、消耗品出納簿では平成25年11月時点の現在高24本が最後の記録であったが、新たに作成した毒物劇物管理簿の現在高は2本となっていた。動物愛護センターによると、減少した22本のホルマリンについては廃棄したとのことであるが、いずれの帳簿にも記載がないため、減少した事由、日付や数量が確認できなかった。 こうしたことは毒劇物の定期的な現在高の確認を行っていただければ生じ得ないことであり、組織として毒劇物の管理に対する意識の低さがうかがえる。帳簿への記載をせず毒劇物の受払を適切に管理していない場合、紛失や盗難が発生しても認識できず重大な事故につながる可能性がある。動物愛護センターにおいては、毒劇物を取り扱う事業所としての責務を十分認識し、このような事例が二度と起きないように毒物劇物管理簿の記録及び定期的な現在高の確認を徹底することで、毒劇物を適正に管理されたい。 （動物愛護センター）	
2(3)	動物捕獲に使用する麻薬の適正な管理について 動物愛護センターでは、狂犬病の発生予防、犬による危害迷惑防止のため、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬や放浪犬の捕獲を行っている。 犬の捕獲には、捕獲器等での通常の方法による捕獲が困難な場合は吹き矢、麻酔銃を使用して捕獲しており、充填する薬剤としてケタミンを使用している。 ケタミンは麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬に指定され、所持、使用等の取扱いについて厳しく規制されており、動物愛護センターでは、愛知県知事から免許を取得した麻薬取扱者を設置している。	麻薬は所持、使用等の取扱いについて厳しく規制されており、免許を取得した麻薬取扱者を設置して取り扱うこととされ、厳正な管理を求められていますが、本件はその管理の重要性についての認識が不足していたことが原因です。 麻薬及び向精神薬取締法を所管する愛知県に確認の上、実際の保管数量と帳簿の現在高にかい離が生じないように麻薬帳簿を修正しました。 今後は、犬に吹き矢等が当たらず持ち帰った場合、必ず廃棄し、その旨を麻薬帳簿に明記することで、実際の保管数量と帳簿の現在高が一致するように管理することとしました。また、上記内容を「吹き矢・麻酔銃によるケタミン使用時の取扱い注意事項」として麻薬帳簿に添付することで、職員一人一人がケタミンの取扱いについて認識で

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	また、麻薬は麻薬帳簿にて管理及び使用の都度、麻薬の数量及びその年月日を記載することとされており、動物愛護センターでは、犬の捕獲のために麻薬を持ち出した時点で麻薬を使用したという取扱いをしている。 保有している麻薬の管理状況について調査したところ、犬の捕獲のために麻薬を持ち出したものの、実際に使用せずを持ち帰ったものについて、本来であれば、帳簿に麻薬の受入を記載する必要があるところ、受入を記載することなく保管していたため、実際の保管数量と帳簿の現在高にかい離が生じていた。 また、使用せず持ち帰った麻薬については、犬の捕獲のために後日使用したとのことであるが、捕獲のために出動した際に作成する業務報告等、麻薬帳簿以外の記録においてもその麻薬の使用量の記載はなかった。 このような麻薬の管理は紛失、盗難等が生じたとしても認識することができず、管理の方法として不適切であると言わざるを得ない。 動物愛護センターにおいては、一度持ち出した麻薬についても再度管理することとなった場合は、その都度、帳簿に記載し、実際の保管数量と帳簿の現在高が常に一致するよう管理されたい。麻薬の紛失、盗難等の重大な事故を防止するため、麻薬を取り扱う事業所としての管理責任を改めて認識し、麻薬を厳格に管理されたい。 （動物愛護センター）	きるようにしました。 あわせて、麻薬管理の重要性及び厳正な管理について再認識するよう職場内会議で周知し、麻薬取扱者のみならず職員一人一人が麻薬の取扱いについて正しく認識するようにしました。 今後も職場内研修を通じて、犬の捕獲業務において重要な薬物であるケタミンの厳正な管理を徹底してまいります。 （動物愛護センター）
3(1)	結核患者への支援について 結核患者への支援については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）等により定められており、保健所は地域における結核対策の中核的機関と位置付けられている。 結核の感染拡大を防止し結核患者の治療を完遂するために、患者の服薬状	本件は、DOTS実施規程等の内容が順守されていないことが原因で記載漏れが生じたものです。 他の保健センターにおいては、DOTS実施規程等に沿った適切な運用がされていることを各保健センターに確認しました。 また、令和元年 6月及び 7月に実施された担当者会や保健師研修等におい

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	況を直接確認し、服薬が継続して行われるための支援であるDOTS（directly observed treatment, short-course：直接服薬確認療法）を行うことが厚生労働省による「結核に関する特定感染症予防指針」により示されており、在宅で治療を行う患者については保健所の保健師等が訪問や電話確認等による地域DOTSを行うこととされている。 本市では、地域DOTSの実施方法について「名古屋市結核患者支援（DOTS）推進実施規程」（以下「DOTS実施規程」という。）等により定められており、保健センターにおいては個々の患者に対する服薬支援の頻度や方法、場所、服薬支援者を組織的に決定する事例検討会を実施の上、検討結果が反映された個別支援計画を結核患者登録票に記載し、保健師はそれを基に地域DOTSを行うこととされている。 中村区保健福祉センター保健予防課における結核患者支援の状況について調査したところ、個別支援計画が結核患者登録票に記載されていない事例が散見された。 組織的な検討結果に基づいた地域DOTSを確実に行うため、また、担当者の交替時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、DOTS実施規程等に従い個別支援計画を結核患者登録票に明記することを徹底されたい。 （中村区保健福祉センター 保健予防課） また、事業の所管課である感染症対策室においては、他の保健福祉センターにおいて規程や手引きに沿った適正な運用がされているか確認し、必要な対応を行われたい。（感染症対策室）	て、個別支援計画を結核患者登録票に明記することを周知しました。 さらに、個別支援計画の記入について、「結核事務の手引き」には明記されているものの、DOTS推進実施規程には明記されていなかったため、上記規程を改正することで、記載の徹底を図りました。（感染症対策室） 本件は、DOTS実施規程等の内容が順守されていないことが原因で記載漏れが生じました。 指摘のあった事例は速やかに記載し、令和元年 5月実施の事例検討会及び保健予防課全体会等において、個別支援計画を結核患者登録票に漏れなく明記するよう周知することで、DOTS実施規程等に基づく適正な記載となるよう徹底しました。 （中村区保健福祉センター 保健予防課）

令和元年監査公表第 3号関係分（令和元年 9月13日公表）

消防局・財政局（工事）

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
1(1)	道路使用許可の申請について 道路交通法（昭和35年法律第 105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の道路使用許可を受けなければならないと定めている。また、許可を受けようとする者は、申請書を所轄警察署長に提出しなければならないと定めている。 「南消防署ブロック塀改修工事」及び「中川消防署コンクリートブロック塀改修工事」では、道路に面して設置された補強コンクリートブロック塀を撤去し、金属製フェンスを設置する工事を行っていた。その際、道路側より工事を行っていたことから、道路交通法で定めている道路使用許可を受けているか確認したところ、施設課職員に道路使用許可が必要であることの認識がなかったため、所轄警察署長に申請書を提出しておらず許可を受けていなかった。 発注者として、工事を施工するにあたって関係法令で定められた必要な手続きを理解したうえ、道路において工事又は作業をする場合には、受注者が申請書を提出し事前に道路使用許可を受けたことを確認されたい。 （施設課）	本件は、契約事務を担当する職員の道路使用許可の申請についての認識不足、理解不足が原因であったことから、当課課長は関係法令の精読に係員に指示するとともに、道路使用許可が必要である場合の受注者への説示、工事着手前に申請手続きを確認すること及びその内容の検査員への報告等を明示した事務処理フローを令和元年8月19日に作成し、契約担当者が受注者と事前協議する際に活用するよう令和元年8月22日に職場会議において周知徹底しました。 また、事業主管課として、消防局における類似事例の再発防止に資するため、令和元年9月9日に庶務担当係長会議を開催し、総務部総務課の通知内容を再徹底するとともに、当課が作成した事務処理フローを提示のうえ、道路において工事又は作業を行う場合には、受注者が事前に道路使用許可を受けたことを確認するよう周知徹底しました。 （施設課） 総務部総務課では、早期是正を目的に、不備発覚後、速やかに「道路使用における許可申請の徹底について」（令和元年7月5日付総務部総務課長名通知）を発出し、建設工事その他各種事業の実施に際し道路上に物を置くななどの交通妨害や、人や車を損傷させるおそれがある行為等が認められる場合には、道路使用許可申請を確実に提出するよう徹底しました。 （総務課）
1(2)	外壁に設けられた開口部の防火設備について 建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、延焼のおそれのある部分と	本件について、事業主管課として指摘のあった北消防署に確認したところ、契約事務を担当する職員における防火設備の重要性に対する認識不足、

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	して、隣地境界線から 1階にあつては 3メートル以下の距離にある建築物の部分などを定めている。また、防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならないと定めている。 「北消防署楠出張所浴室・車庫換気扇取替え工事」では、浴室及び車庫に設置された換気扇が老朽化したため、取替え工事を行っていた。取り替えた換気扇を現地で確認したところ、車庫換気扇は 1階の外壁に設けられた開口部に設置されており、その開口部は隣地境界線から約 0.5メートル離れた位置に設けられていた。楠出張所は準防火地域に建築されており、当該開口部は延焼のおそれのある部分であつたにもかかわらず、取替え前において防火ダンパーなどの防火設備が設置されていなかったことから、本件工事において防火設備を設置しなかった。 消防局は、火災予防業務を所掌している部局であるにもかかわらず、防火設備の設置義務について認識していなかったことは遺憾である。火災発生時に被害が拡大するおそれがあるため、当該開口部に速やかに防火設備を設置されたい。また、本件のような既存施設の改修工事を行う場合は、単に現状通りとするのではなく、改めて遵守すべき関係法令を確認の上、施工されたい。（北消防署） なお、消防局においては、指摘に基づき令和元年 7月に当該開口部に防火設備を設置した。	関係法令の理解不足、確認不足が原因であつたと判断されたことから、総務部施設課では、消防局における類似事例の再発防止に資するため、「外壁に設けられた開口部の防火設備について」（令和元年8月21日付総務部施設課長名通知）により、既存設備の改修工事を行う場合には、改めて遵守すべき関係法令を確認して施工するよう徹底しました。 さらに、消防局において火災予防業務を所管する予防部予防課と連携し、各消防署において工事の契約事務を担当する総務課職員のみでは防火設備設置にかかる事前確認が困難な場合は、当該消防署の予防課職員との協議が可能な体制を構築しました。 その上で、令和元年9月9日に庶務担当係長会議を開催し、当課課長名通知を再徹底するとともに、施工前には必ず建築時図面及び建築関連法規図書等により設置設備の事前確認を実施するほか、確認が困難な場合は各消防署内で予防課と協議、又は、総務部施設課及び予防部予防課へ照会するよう周知徹底しました。（施設課） 本件については、令和元年7月16日に指摘を受けた当該開口部に防火設備（防火ダンパー）を設置しました。 また、令和元年9月20日に総務課ミーティングを実施し、総務部施設課長名通知及び令和元年9月9日に開催された庶務担当係長会議の内容を課員に周知し、施設庁舎工事については、竣工図面を確認するとともに、必要に応じて予防課等に協議することを課員に徹底しました。 さらに、再発防止を徹底するため、令和元年9月26日に予防課主査が講師となり勉強会を実施し、建築基準法に定める防火規定について理解の習熟を図りました。（北消防署）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
2	自家用電気工作物保安規程の変更及び届出について 電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、事業用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならないと定めている。消防局では、事業用電気工作物のうち自家用電気工作物について、施設課において名古屋市消防局所管自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）を定めている。 「消防署等の自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程を確認したところ、平成30年度に行った瑞穂消防署の自家用電気工作物の更新工事において、電力会社からの引き込み箇所を変更していたが、保安規程が変更されていなかった。さらに、保安規程は平成22年11月9日に変更された以降、変更すべき事項があったにもかかわらず、一切変更されていなかった。 電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程を、長期にわたり変更せず放置していたことは遺憾である。電気事故の防止を図ることからもその重要性を認識し、速やかに保安規程を変更し、監督官庁に届け出されたい。 （施設課）	本件は、契約事務を担当する職員の自家用電気工作物設置者として電気事故防止への配慮不足が原因であったことから、当課課長は関係法令の精読を係員に指示するとともに、どのような場合に保安規程の変更が必要であるか、また、変更した場合における届出等の手続きに関する事務処理フローを令和元年8月19日に作成し、令和元年8月22日には職場会議において、今後は当該事務処理フローに従い、工事ごとに保安規程の変更が必要か否かを確認することを周知徹底しました。 また、保安規程につきましては、関係機関と変更内容等の調整を実施し、令和元年10月1日付で監督官庁に届け出ました。 （施設課）

令和元年監査公表第 3 号関係分（令和元年 9 月 13 日公表）

財政局

（令和 2 年 2 月 29 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
1(1) ア	個人の市民税・県民税の減免申請書の点検事務について 名古屋市市税減免条例の規定により、生活保護法で定められた生活扶助等を受けていることや、雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有し、前年中の総所得金額が 200 万円以下であること等の事由に該当するときは、該当者からの申請に基づき、市民税を減免することができることされており、具体的な事務手続については、個人の市民税・県民税事務取扱要綱（以下「個人市民税等要綱」という。）において定められている。 個人市民税等要綱によれば、減免申請書の記載内容の不備や適用要件を満たしているか等を、チェックシートを使用して点検することとされている。また、このチェックシートを減免申請書に添付して市税事務所長の決裁を受けることとされている。 減免申請書の点検事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) チェックシートが添付されているにもかかわらず、減免申請書に未記入の欄や誤記入の欄があったもの （ささしま市税事務所市民税課・金山市税事務所市民税課） (イ) 一部のチェックシートが所在不明となっていたもの （栄市税事務所市民税課） 減免申請書の点検事務については、平成25年度に財政局が実施した税務事務監察においても同様の指摘がなされ	本件の原因は、個人市民税等要綱に従った減免申請書の点検及びチェックシートの保管が不十分であったことによるものです。そのため、本庁所管課の対応として、令和元年 7 月 19 日の市税事務所市民税課長会議及び令和元年 7 月 24 日の市税事務所個人市民税係長会議において、個人市民税等要綱に従い適正に事務を行うように、改めて周知徹底しました。 各課の対応は以下のとおりです。 令和元年 6 月 17 日の係会及び 7 月下旬の朝礼で、個人市民税等要綱に従い適正な事務を徹底するように職員に指示するとともに、チェックシートの使用方法や保管方法について改めて確認を行いました。 （栄市税事務所市民税課） 令和元年 6 月 24 日の係会並びに 6 月 13 日及び 7 月 26 日の朝礼で、個人市民税等要綱に従い適正な事務を徹底するように職員に指示するとともに、チェックシートの使用方法や保管方法について改めて確認を行いました。 （ささしま市税事務所市民税課） 令和元年 6 月 19 日の係会及び 6 月 25 日の朝礼で、個人市民税等要綱に従い適正な事務を徹底するように職員に指示するとともに、チェックシートの使用方法や保管方法について改めて確認を行いました。 （金山市税事務所市民税課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	ているところである。各市税事務所市民税課においては、事務の正確性を確保するため、チェックシートを使用した点検を徹底するとともに、決裁後は当該チェックシートを確実に保管されたい。	
1(1) イ	家屋配置図兼住宅用地等調査票から土地課税台帳への入力後点検事務について 家屋配置図兼住宅用地等調査票（以下「家屋配置図」という。）は、土地と家屋の現況及び異動状況を一体的に記録するため、家屋等の存する画地^{（注）}ごとに作成するものであり、その取扱いは、家屋配置図兼住宅用地等調査票取扱要綱（以下「配置図要綱」という。）において定められている。 配置図要綱によれば、家屋の増築や滅失等により、各市税事務所固定資産税課家屋係又は大規模家屋係が家屋配置図の家屋部分について修正を行った場合、同課土地調査係に回送を行うものとされている。回送された家屋配置図は、土地調査係において土地部分について修正を行い、土地課税台帳へ入力及び入力者以外の者による点検を行う。家屋配置図には、入力者の印を押印するとともに、点検者の印を押印することとされている。 家屋配置図から土地課税台帳への入力事務について調査したところ、栄市税事務所及び金山市税事務所固定資産税課において、家屋係から土地調査係に回送された家屋配置図に点検者の押印がない事例が見受けられた。 入力者以外の者が点検を行うことは、資産の異動状況を正確に反映して課税誤りを生じさせないための重要な手順であり、平成28年度に財政局が実施した税務事務監察においても同様の指摘がなされているところである。栄市税事務所及び金山市税事務所固定資産税課においては、配置図要綱に従って点検が行われたことを明確にされた	本件の原因は、土地課税台帳への入力後の点検については適正に行われていたものの、点検後の家屋配置図への押印について確認が不十分であったことによるものです。そのため、本庁所管課の対応として、令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議において、改めて配置図要綱に従い適正に事務を行うよう周知徹底しました。 各課の対応は以下のとおりです。 令和元年 8月28日の朝礼において、係長から職員へ配置図要綱に従い適正に事務を行うよう周知徹底するとともに、固定資産税課税事務取扱要綱に基づき設定した月に 1回の点検強化日において、押印漏れを含む処理漏れの確認を徹底するよう職員に指示し、再発防止を図りました。 （栄市税事務所固定資産税課） 令和元年 7月19日の係会で、当該処理時は別途作成する起案様式における家屋配置図の点検欄を的確に活用して、家屋配置図の点検を徹底するよう職員に指示し、再発防止を図りました。また、当該処理を行う場合は通常家屋配置図の修正を伴うこと、そして入力及び点検は修正後家屋配置図により行うことを認識して事務処理を行うよう改めて周知徹底しました。 （金山市税事務所固定資産税課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	い。 （栄市税事務所固定資産税課、 金山市税事務所固定資産税課） （注）「画地」とは、単一の土地又は一体となっている土地のことであり、原則的には一筆を一画地とするが、隣接する土地にまたがって住宅等が建てられ、一体化している場合も一画地と認定される。	
1(1) ウ	非課税土地の認定事務について 地方税法の規定により、公用又は公共の用、学校法人等が教育の用に供する等の固定資産については、固定資産税及び都市計画税を課することができないとされており、本市における事務の取扱いは、固定資産税・都市計画税非課税事務取扱要綱（以下「非課税要綱」という。）において定められている。 非課税要綱によれば、非課税の決定にあたっては、実地調査等を行い、非課税対象部分を認定するとされている。実地調査等により非課税事由に該当すると認められる場合は、当該事実が確認できる資料を添付して、市税事務所長の決裁を経るものとされている。 非課税土地の認定事務について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、実地調査記録に記載されている、非課税対象部分の面積の計算を誤っているものが見受けられた。本件は一部が非課税となっている土地であるため、課税対象部分の面積も誤っており、この結果、土地の評価額にも誤りが生じていた。 土地の評価額の算定誤りは課税誤りにもつながることから、金山市税事務所固定資産税課においては、実地調査結果や図面等を十分に確認・点検し、適正な非課税土地の認定事務を行われない。 （金山市税事務所固定資産税課）	本件の原因は、担当者及び点検者が非課税対象部分の面積の計算を行う際に、各辺の寸法の確認が不十分であったことによるものです。今回の指摘を受け、本庁所管課の対応として、再発防止のために担当者本人による点検やその後の担当者以外の者による再点検をより細かく行うよう令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議において改めて周知徹底しました。 金山市税事務所固定資産税課の対応は以下のとおりです。 地方税法第 417条第 1項の規定による価格等の決定又は修正に係る事務取扱要綱（平成26年 3月24日25財固第53号各市税事務所長宛て税務監名通達）第 4、2、(1)の規定により、価格等の増額修正は、原則として増差額が20万円以上となることとされています。今回指摘された事案については、増差額が20万円未満であるため、価格の修正は行わず、課税台帳と非課税台帳の地積について修正し、令和元年 7月11日に納税義務者の方に対してお詫びと非課税適用のお知らせの文書を送付しました。 令和元年 7月19日の係会において、一部が非課税となっている土地について、非課税対象部分の面積の計算を行う際は、計算過程だけでなく各辺の寸法に矛盾が無いことの確認・点検も徹底するよう職員に指示し、再発防止を図りました。

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
		（金山市税事務所固定資産税課）
1(1) エ	建替え特例に係る申告書の決裁手続について 住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税については、税負担を軽減する特例措置が講じられており、住宅の建替え中の土地についても、「住宅建替え中の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税について」（平成 6年自治省固定資産税課長通知）により、前年度に住宅用地の認定を受けていることや、建替え前後の家屋の所有者が同一である等の要件を満たす場合に限り住宅用地と認定され、住宅用地の特例が継続して適用される。（以下「建替え特例」という。）本市におけるこの事務の取扱いは、住宅用地等認定要綱において定められている。 住宅用地等認定要綱によれば、建替え特例の認定にあたっては、土地の所有者から住宅の建替えに係る固定資産税・都市計画税特例土地継続申告書（以下「建替え特例申告書」という。）の提出を受けることとされている。 建替え特例申告書の決裁手続について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課においては、提出された建替え特例申告書の余白に決裁欄を設け、課長による決裁を受けるという事務の流れになっていたが、一部課長印が押印されておらず、適正な決裁手続が行われていない事例が見受けられた。 金山市税事務所固定資産税課においては、組織として決裁の重要性を改めて認識し、適正な決裁手続を行われたい。（金山市税事務所固定資産税課）	本件の原因は、建替え特例申告書を複数枚まとめて決裁に付したものについて、全て内容を確認した上で、1枚目の建替え特例申告書の決裁欄に代表して押印することで、全ての建替え特例申告書の決裁手続が完了したものと誤解していたこと、また、決裁手続後に、適正に決裁手続が完了していることの担当者による確認が不十分であったことによるものです。今回の指摘を受け、本庁所管課の対応として、令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議において、改めて適正な決裁手続の重要性について周知徹底しました。 金山市税事務所固定資産税課の対応は以下のとおりです。 令和元年 7月19日の係会において、複数枚の建替え特例申告書をまとめて決裁に付す際は、押印箇所をわかりやすく付箋で表示する、又は各申告書の決裁欄が見えるように位置をずらして綴るなどの工夫をするとともに、担当者は、決裁手続後に、決裁手続が適正に行われているか決裁欄への押印の有無を改めて確認することを徹底し、再発防止を図りました。 （金山市税事務所固定資産税課）
1(2)	領収書の管理について 税務証明事務において手数料を受領した際には、レジスターから出力され	本件は、会計規則等に従った領収書等の取扱いについて、職員一人ひとりに十分に浸透していなかったこと、ま

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	る領収書を申請者に交付しているが、特に申請者からの依頼があった場合や郵送による申請の場合には、手書きの領収書を交付している。 名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によれば、現金出納員は、領収書管理簿を作成し、領収書を適正に管理することとされている。 「領収書の適正な管理について」（平成20年会計室次長名事務連絡）では、領収書管理簿は年度ごとに作成し、新しい冊（1冊に100組の領収書が綴られている。）を使用する場合には使用開始年月日、使用冊番号等を記載して決裁を受け、冊の使用終了時には返却年月日を記載することとされている。 また、「名古屋市会計規則の改正に係る事務の取扱いについて」（平成19年収入役職務代理者副収入役名通知）では、書損等により使用できなくなった領収書は、当該領収書に斜線を朱書した上廃棄の旨を表示し、そのまま冊に残しておくとともに、その都度、領収書整理票の「書損領収書番号」欄に当該書損領収書の番号を記入することとされている。 さらに、年度終了時点で使用途中となった冊については、翌年度は使用せず、残った未使用の領収書を不正に使用できないよう、当該未使用領収書に廃棄等の旨を表示することとされている。 領収書等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が散見された。 ア 書損領収書に朱書の斜線や書損の旨が記載されていなかったもの （栄市税事務所管理課） イ 年度終了時点で使用途中となった冊の未使用領収書に廃棄等の旨が記載されていなかったもの （栄市税事務所管理課 （千種区・北区・中区・守山区・	た前回監査後は職場内研修等により一定期間浸透していたものの、事務引継ぎが不十分であったことが原因であったことから、本庁所管課の対応として、「市税事務所における領収書等の適正な管理の徹底について」（令和元年 8月 7日付け税制課長及び市民税課長名事務連絡）において、会計規則等に従った適正な事務処理を改めて周知徹底するとともに、領収書管理簿等の記載誤り等が発生しないように、複数の職員による確認などを徹底するよう指示しました。 このことについて、令和元年 8月27日の市税事務所管理課長会議で改めて周知徹底するとともに、年度当初などにおいてはマニュアル等をもとに職場内会議等を通じて確実に引継ぎを行うよう指示しました。 また、領収書等の取扱いについて、令和元年 9月 6日に郵送請求事務処理要綱（平成23年 7月11日財税第62号各市税事務所長宛て税務監名通達）、令和元年11月 8日に税務窓口事務マニュアルをそれぞれ改正しました。 各課の対応は以下のとおりです。 今回の指摘を受け、令和元年 7月上旬に窓口改善主査が管理課の担当職員に会計規則等に従った適正な事務処理を徹底するよう改めて指示しました。 区役所・支所税務窓口については、令和元年 7月17日の税務窓口主査会において、窓口改善主査が各区役所・支所の税務窓口主査に会計規則等に従った適正な事務処理を徹底するよう改めて指示するとともに、上記事務連絡に基づき、令和元年10月16日の税務窓口主査会において職場内研修を実施し、研修内容について税務窓口主査から各職場内に周知徹底しました。 また、令和元年11月において、領収書等の適正な管理が徹底されているか再度確認しました。 （栄市税事務所管理課 （千種区・北区・中区・守山区・

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	名東区税務窓口を含む）） ウ 領収書管理簿に使用開始年月日や返却年月日の記入漏れ、記入誤りがあったもの （栄市税事務所管理課（北区・中区・守山区・名東区・楠支所税務窓口を含む）、金山市税事務所徴収課） エ 領収書整理票に書損領収書番号の記入漏れ、記入誤りがあったもの （栄市税事務所管理課、金山市税事務所管理課） 領収書の管理については、平成28年9月8日に結果を公表した財政局の定期監査（以下「前回監査」という。）においても同様の指摘がなされているところである。各市税事務所においては、会計規則等に従い、領収書の適正な管理を徹底されたい。	名東区・楠支所税務窓口を含む）） 上記事務連絡に基づき、令和元年8月13日の朝礼において、管理係長から係員に、書損等の領収書がある場合は領収書整理票の記載内容と領収書の内容が一致しているか複数の職員による確認を徹底するよう指示し、会計規則等に従った適正な事務処理の徹底を図りました。（金山市税事務所管理課） 今回の指摘を受け、令和元年5月下旬の朝礼において、新しい冊の領収書を使用する際は、領収書管理簿と領収書整理票の使用開始年月日の記載内容が一致しているかの確認を徹底するよう係長から職員に指示しました。 また、上記事務連絡に基づき、令和元年12月3日の係会で、領収書管理簿等に使用開始年月日等を記載する際は、記載内容について複数の職員による確認を徹底するよう改めて職員に指示し、会計規則等に従った適正な事務処理の徹底を図りました。 （金山市税事務所徴収課）
1(3)	同一納税義務者の統合処理事務について 税務総合情報システム（以下「システム」という。）において、同一納税義務者が重複して登録された状態が継続すると、その納税義務者に係る税情報を統一的に取り扱うことができないため、滞納整理事務への支障や納税通知書の誤送付などの弊害が発生する場合がある。 この弊害の発生を防止するため、漢字本名、住所などの各項目の一致により同一人であることをシステムが判別することができた場合には、自動統合処理が行われる。しかし、不一致の項目があれば自動統合処理は行われず、月次及び年2回、システムから出力される統合可能者リスト（以下「リスト」という。）に、同一人である可能	本件の原因は、事務処理要領に従った同一納税義務者の統合処理事務の重要性について、職員の認識が不十分であったことによるものです。そのため、本庁所管課の対応として、令和元年7月19日の市税事務所市民税課長会議、令和元年7月24日の市税事務所個人市民税係長会議及び令和元年8月5日の市税事務所固定資産税課長会議において、事務処理要領に従った適正な事務処理を行うように改めて周知徹底しました。 また、令和元年11月7日付けで、事務処理要領を一部改正し、適正な事務処理の理解促進を図りました。 各課の対応は以下のとおりです。 令和元年6月13日の朝礼や6月24日の係会で、事務処理要領に従い適正に

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	性のある納税者として掲載がなされる。 あて名^{（注）}事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）によれば、このリストに基づき、各市税事務所の担当課において調査を行い、同一納税義務者であることが確認できれば、原則として、システムの端末操作により統合処理を行うこととされている。 一方、別の納税義務者を誤って統合処理してしまった場合には、課税誤りなどの重大な事態が発生するリスクがあることから、事務処理要領によれば、統合処理を行った都度、必ず複数人による点検を行うこととされている。 リストに基づく調査状況及び統合処理事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 同一納税義務者について、特段の事情もなく統合処理が行われていなかったもの （ささしま市税事務所固定資産税課、金山市税事務所市民税課・徴収課） イ 統合処理を行った際に複数人による点検が実施されたことの記録がなかったもの （ささしま市税事務所市民税課、金山市税事務所徴収課） リストに基づく統合処理事務については、統合処理を行わなかったことや、誤って別の納税義務者を統合してしまったことに起因して、個人情報を含む文書の誤送付がこれまで複数発生している。ささしま市税事務所市民税課・固定資産税課及び金山市税事務所市民税課・徴収課においては、事務処理要領に従った適正な事務処理を行うよう徹底されたい。 （注）「あて名」とは、納税義務者（特別徴収義務者を含む。）の住所・所在地及び氏名・名称並びに送達先、	事務を行うよう、職員に周知徹底しました。 上記事務処理要領の一部改正を受けて、令和元年11月29日に固定資産税課とともに事務手順を確認の上、改めて職員に指示し、事務処理要領に従った適正な事務処理の徹底を図りました。 （ささしま市税事務所市民税課） 令和元年 7月11日の朝礼において、事務処理要領に従い適正に事務を行うよう、職員に周知徹底しました。 上記事務処理要領の一部改正を受けて、令和元年11月29日に市民税課とともに事務手順を確認の上、改めて職員に指示し、事務処理要領に従った適正な事務処理の徹底を図りました。 （ささしま市税事務所固定資産税課） 今回の指摘を受け、令和元年 5月下旬の朝礼において、事務処理要領に従い適正に事務を行うよう、職員に周知徹底しました。 上記事務処理要領の一部改正を受けて、令和元年11月26日に市民税課及び固定資産税課と事務手順を確認するとともに、令和元年12月 3日の係会で、事務処理要領に従った適正な事務処理を徹底するよう改めて職員に指示しました。 （金山市税事務所徴収課） 令和元年 6月25日の朝礼や 6月19日の係会で、事務処理要領に従い適正に事務を行うよう、職員に周知徹底しました。 上記事務処理要領の一部改正を受けて、令和元年11月26日に徴収課及び固定資産税課とともに事務手順を確認の上、改めて職員に指示し、事務処理要領に従った適正な事務処理の徹底を図りました。 （金山市税事務所市民税課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	納税管理人、相続人、破産管財人の住所・所在地及び氏名・名称の総称である。	
2(1)	共用自動車の使用について 「財政局共用自動車の管理に関する指針」によれば、運転者は運行前に必ず車両の点検を実施し、その結果を運転日報に記載することとされている。 また、各市税事務所においては、記載後に運転日報を管理課へ提出することとされている。 運転日報を確認したところ、栄市税事務所内において保管する共用自動車1台について、エンジンのかかり具合やブレーキの効き具合が悪いなど、複数の運転者から異常が疑われる旨の報告があったため、業者へ点検依頼を行ったが、その後業者により整備が完了するまでの間に、業務で7回使用された事例が見受けられた。 栄市税事務所管理課においては、車両に異常が疑われる状況が続いた場合は、事故の発生を回避するため、車両の使用を禁止にするなどの措置を講ずることを徹底されたい。 （栄市税事務所管理課）	本件については、運転日報に車両の異常が疑われる旨の記載があったことから、念のため業者へ点検依頼を行っていたところですが、管理課においては、運転日報を確認後、速やかに担当職員が該当車両について、運行への支障が無いと判断したため、使用禁止等の措置を講ずることまではしていなかったことによるものです。 今回の指摘を踏まえ、令和元年7月上旬に管理係長から担当職員に共用自動車の適正な管理について改めて周知徹底するとともに、業者による車両の点検整備が必要と判断した場合など車両に異常が疑われる状況が続いたときは、事故の発生を回避するため、車両の使用を禁止するよう対応しました。 （栄市税事務所管理課）
2(2)	公用自転車の保有台数について ささしま市税事務所では公用自転車16台を保管するため、近隣の有料駐輪場を使用しており、1台あたり年間22,000円を支出している。 平成29年度及び平成30年度における各自転車の使用状況について調査したところ、2年間で使用回数が2回以下のものが3台見受けられた。 保有台数の削減を行うことが経済的であると考えられ、前回監査においても同様の指摘をしているところである。 ささしま市税事務所管理課においては、公用自転車の保有台数について見	本件については、経済的な観点のほか、大規模災害発生時における家屋被害調査での活用の要否など、緊急時を含む事務上の必要性等を考慮して検討しているところでしたが、今回の指摘を踏まえ改めて協議を行い、令和元年9月24日に、公用自転車3台を削減し、令和元年10月以降は3台分の有料駐輪場の使用による支出をしないよう対応しました。 （ささしま市税事務所管理課）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	直されたい。 （ささしま市税事務所管理課）	
2(3)	備品の管理について 会計規則に基づき、備品については、物品管理システムに登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならず、老朽・破損等により今後使用しない場合には不用の決定など所定の手続を経た上で廃棄等を行う必要がある。 また、会計規則によれば、物品管理者は、使用中の物品の使用状況について、毎年 1回、物品管理システムに登録した情報等と照合して検査しなければならないとされている。 物品管理システムに登録された情報を基に備品の管理状況を調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、備品である図面箱の所在が確認できない事例が見受けられた。 金山市税事務所固定資産税課においては、財産を適正に管理するため、会計規則に基づいた備品の管理を徹底されたい。 なお、該当する備品について、監査期間中に不用の決定等の手続等が完了している。 （金山市税事務所固定資産税課）	（監査期間中に措置済）
3(1)	機密情報を含む文書の廃棄について 名古屋市情報あんしん条例及び同条例施行細則により、各課においては、行政文書の保管場所や廃棄文書の管理・廃棄方法などに関して、情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報保護の定め」という。）を策定することとされている。 また、本市における情報の保護対策の運用を定める局区等における情報の保護対策に関する運用要項により、各課においては、情報に関する点検表	本件の原因は、情報保護の定めで指定されている廃棄文書の保管場所及び管理方法について職員の認識が不足していたことによるものです。 今回の指摘を受け、本庁所管課の対応として、令和元年 7月19日の市税事務所市民税課長会議及び令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議において、機密情報を含む文書の廃棄にあたっては、本市の規定等に従い、適正に管理するよう改めて周知徹底しました。

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	（以下「点検表」という。）を用いて、毎月点検を実施することとされている。 この点検表における点検項目としては、廃棄漏れによる機密情報の紛失や流出、保存期間満了前の行政文書を廃棄文書と混同しての誤廃棄を防止するため、機密情報を含む廃棄文書が梱包の都度箱数等が記録されているかを確認することが挙げられている。 機密情報を含む文書の廃棄手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア マイナンバーなどの機密情報を含む廃棄文書を梱包した箱が、情報保護の定めで指定する保管場所にされていない倉庫に保管されていた。 （収納管理・特別徴収事務センター） イ 機密情報を含む廃棄文書について、梱包の都度箱数が管理簿に記録されていなかった。 （収納管理・特別徴収事務センター、ささしま市税事務所市民税課・固定資産税課、金山市税事務所固定資産税課） 市税事務所及び収納管理・特別徴収事務センターに対しては、「課税資料等行政文書の厳格な取扱いについて」（平成28年税務監名通知）が発せられ、文書の廃棄について厳格な管理が求められているところである。機密情報を含む文書の廃棄にあたっては、本市の規定等に従い、適正な管理を徹底されたい。	各課の対応は以下のとおりです。 平成31年 4月24日の朝礼において、機密情報を含む廃棄文書について梱包の都度箱数を管理簿に記録するよう改めて職員に徹底し、再発防止を図りました。 令和元年 5月 7日付けで、情報保護の定めを改正し、今回指摘のあった倉庫を保管場所に指定しました。 （収納管理・特別徴収事務センター） 今回の指摘を受け、令和元年 6月に朝礼及び係会で機密情報を含む廃棄文書について、梱包の都度箱数を管理簿に記録するよう改めて職員に指示し、適正な管理の徹底を図りました。 （ささしま市税事務所市民税課） 令和元年 5月30日の朝礼において、機密情報を含む廃棄文書について、梱包の都度、管理簿に記録することを改めて職員に指示し、適正な管理の徹底を図りました。 （ささしま市税事務所固定資産税課） 令和元年 5月27日の朝礼において、機密情報を含む廃棄文書について、梱包の都度、管理簿に記録することを改めて職員に指示し、適正な管理の徹底を図りました。 （金山市税事務所固定資産税課）
3(2)	外部記録媒体の管理について 「財政局における外部記録媒体利用基準」によれば、外部記録媒体を利用の都度、所属長は、外部記録媒体の利用目的や保護対策等が適切であるか判断するため、外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）により、利用	本件の原因は、「財政局における外部記録媒体利用基準」に規定されている外部記録媒体利用簿の様式を使用しておらず、従前使用していた様式により外部記録媒体の管理が適正に行われているものと誤解していたことによるものです。今回の指摘を受け、本庁所

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	者、利用期間、利用目的、持出先等について確認し、返却時にはデータ消去されているか確認することとされている。また、この基準において、記録すべき利用簿の様式が定められている。 外部記録媒体の管理状況について調査したところ、栄市税事務所固定資産税課において、持ち出しにあたり、利用時の所属長確認印欄や利用目的、持出先を記載する欄が設けられていないなど、様式としての要件を満たさない利用簿に記録が行われていた。そのため、利用に際して所属長による確認が行われていなかった。 栄市税事務所固定資産税課においては、定められた様式を利用し、持出時にも所属長による確認を行うよう徹底されたい。 （栄市税事務所固定資産税課）	管課の対応として、令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議において、「財政局における外部記録媒体利用基準」に規定されている外部記録媒体利用簿の様式を使用し、持出時にも所属長による確認を行うよう改めて周知徹底しました。 栄市税事務所固定資産税課の対応は以下のとおりです。 令和元年 7月 1日の朝礼で、外部記録媒体の持出時においても所属長による確認を行うように職員に周知徹底するとともに、令和元年 7月以降、「財政局における外部記録媒体利用基準」に規定されている外部記録媒体利用簿の様式を使用するよう見直しました。 （栄市税事務所固定資産税課）
3(3)	行政文書の作成について 名古屋市情報あんしん条例施行細則では、行政文書が実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて保存されるべきこと及び当該行政文書をその保存期間が満了する日までの間、利用を認められた者が、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないことを定めている。したがって紙媒体による行政文書の作成にあたっては、油性ボールペン等を用いることにより、時間経過による退色等を防ぐ必要がある。 財政局では、誤って行政文書に使用される危惧があることから、「行政文書の作成における適切な筆記具の使用について（再徹底）」（平成28年税務監名通知）により、消せるボールペン（温度変化により無色となるインキを用いたボールペン）を職場へ持ち込むことを禁止している。 課税資料を確認したところ、金山市税事務所固定資産税課において、消せるボールペンを平成30年度調査用図面（保存期間10年）の書き込みに使用し	本件の原因は、自宅から持参した筆箱に消せるボールペンが紛れ込んでおり、それが消せるボールペンであると認識せずに使用してしまったことによるものです。今回の指摘を受け、本庁所管課の対応として、令和元年 8月 5日の市税事務所固定資産税課長会議及び令和元年 8月27日の市税事務所管理課長会議において、消せるボールペンの使用及び持込みの禁止を改めて周知徹底しました。また、職員に周知する際は、消せるボールペンと認識せずに持ち込むことがないように商品名や特徴等をあわせて周知し、職員に十分に認識させるよう指示しました。 金山市税事務所固定資産税課の対応は以下のとおりです。 令和元年 5月24日の朝礼において、固定資産税課長から、消せるボールペンの使用及び持込みの禁止について改めて職員に周知徹底するとともに、今後二度と消せるボールペンを職場に持ち込まないよう厳重注意を行いました。

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	ていた事例が見受けられた。 行政文書の作成については、前回監査及び平成26年 9月11日に結果を公表した財政局の定期監査においても同様の指摘をしているところであり、このような事例が見受けられたことは誠に遺憾である。金山市税事務所固定資産税課においては、行政文書の作成にあたり、消せるボールペンを決して使用しないよう、持ち込み禁止を再度徹底されたい。 （金山市税事務所固定資産税課）	令和元年 5月28日から順次、固定資産税課を始め事務所全体で消せるボールペンの所持状況について速やかに点検を実施し、他に持ち込みが無いことを改めて確認するとともに、令和元年 6月 6日に、消せるボールペンを持ち込み使用した職員に対して市税事務所長より口頭注意を行いました。 令和元年 7月19日の係会において、自宅で使う文房具と職場で使う文房具は峻別し、自宅で使うものを職場に持ち込まないように周知徹底しました。また、職員に周知する際は、消せるボールペンと認識せずに持ち込むことがないよう、メーカーパンフレット等を用いて商品名や特徴等をあわせて周知し、職員の認識改善を図りました。 （金山市税事務所固定資産税課）

令和元年監査公表第 3号関係分（令和元年 9月13日公表）

緑政土木局・財政局（工事）

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
1(1)	車道部の建築限界について 道路法（昭和27年法律第 180号）では、道路において車両や歩行者の交通の安全を確保するため、障害となるようなものを配置してはならない空間確保の限界として、建築限界を定めている。また、道路構造令（昭和45年政令第 320号）では、都市部の道路における車道のうち分離帯に係る部分の建築限界は、車道の外側にかさ上げた形で、高さ0.25メートル、幅0.25メートルの切込みをとることと定めている。 「都計 3・ 2・ 53東志賀町線電線共同溝設置工事（29－ 2）」では、歩道に電線共同溝を設置する工事に伴い、分離帯に設置されている街路灯の電源用配管を分離帯に露出した状態で設置する工事を行っていた。設置された配管を現地で確認したところ、配管の支持金具が建築限界内に設置されていた。 当該支持金具については、建築限界の外に設置するよう是正されたい。また、今後、道路上に諸施設を設置する際は、建築限界を考慮して適切に設置するよう工事監理を行われたい。 （北土木事務所、道路建設課）	本件は、道路構造令において定められている建築限界を十分に理解していなかったことが原因です。 このため、指摘事項について、令和 2年 2月20日の整備係長会議にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係する職員に周知しました。 今後は研修等を通じ、工事の設計及び監督を担当する職員の道路構造令等の基準に関する知識と理解を深め、能力向上を図ってまいります。 なお、ご指摘のあった箇所につきましては、建築限界について道路構造令を遵守するため、令和元年12月に配管を地下に埋設する改善工事を実施しました。 （北土木事務所、道路建設課）
1(2)	補強コンクリートブロック造の塀改修について 建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号。以下「施行令」という。）では、補強コンクリートブロック造の塀は、高さを 2.2メートル以下とすること、高さが 1.2メートルを超える場合は長さ 3.4メートル	本件は、建築基準法施行令において定められている配筋方法を十分に理解していなかったことが原因です。 このため、指摘事項について、令和 2年 2月13日の維持係長会議にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
	以下ごとに控壁を設けること及び壁頂には径 9ミリメートル以上の横筋を配置し縦筋を横筋にかぎ掛けして定着することと定めている。 「建物修繕工事（瑞－ 3）ブロック塀撤去」では、瑞穂土木事務所の隣地境界に設置されていた補強コンクリートブロック造の塀が高さ 1.6メートル、控壁の間隔が最大 9.6メートルであったため、塀の上部を撤去し高さ 1.2メートルとする工事を行っていた。施行令に基づき、壁頂に横筋を配置し縦筋が横筋にかぎ掛けされているか工事写真を確認したところ、かぎ掛け定着のための横筋を配置せず既設縦筋を切断したままとなっていた。 当該補強コンクリートブロック造の塀については、速やかに施行令どおりの配筋になるよう是正されたい。また、今後、補強コンクリートブロック造の塀を設置又は改修する際は、施行令に基づき適切に工事を行うよう工事監理されたい。 （瑞穂土木事務所）	する職員に周知しました。 なお、ご指摘のあった箇所につきましては、建築基準法施行令どおりの配筋になるよう、令和元年10月に改善工事を実施しました。 （瑞穂土木事務所）

令和 2年外部監査公表第 2号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2年 6月 2日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成31年外部監査公表第 1号関係分（平成31年 2月15日公表）

住宅都市局・緑政土木局

（令和 2年 2月29日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況
第 4 章 第 1 節 5(3) ウ	第 1 オアシス 2 1 5 栄公園振興株式会社のアアシス21における事業 (3) バスターミナル部分の自主事業 ウ 指定管理を受けているバスターミナル部分の一部を使用して、指定管理者が収益をあげることが予定されている以上、自主事業での収益について、その収益の還元あるいは指定管理料への反映を考慮すべきである。特に、非公募で指定管理者を指定する際に、自主事業の収益を全く考慮せず、指定管理料を算出しているのは適切でない。	四半期ごとの業務報告書及び事業報告書において、指定管理業務の収支に加え、自主事業の収支状況についても記載を求めることとしました。 また、自主事業で得られた収益の還元については、これまで考慮しておりませんでしたが、ご指摘等を受け、目的外使用許可にかかる使用料のあり方と合わせて検討したところであり、令和 2年度は、より使用実態に適した使用料に増額することで対応することとしました。 （住宅都市局都心まちづくり課）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
中日ビル駐車場	10台	—	134台	—
タワーパーク 錦駐車場	5台	—	91台	—
若宮パーク	5台	20台	505台	変更なし
その他駐車場	1,045台	変更なし	5,635台	変更なし
計	1,065台	変更なし	6,365台	6,140台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
中日ビル駐車場	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	—
タワーパーク 錦駐車場	午前 8時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
中日ビル駐車場	1箇所	—
タワーパーク錦駐車場	1箇所	—
その他駐車場	44箇所	変更なし
計	46箇所	44箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

(1) 中日ビル駐車場については、平成31年 3月20日

(2) タワーパーク錦駐車場については、令和 2年 4月26日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

令和 2年 4月23日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月 1日から同年10月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 10月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
日本郵便(株)	代表取締役 横山 邦男	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	変更なし	代表取締役 衣川 和秀	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
中部フーズ(株)	代表取締役 安田 勝彦	岐阜県多治見市高根町4丁目20番地	変更なし	代表取締役 瀬瀬 直孝	変更なし

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 1月 6日
- (2) 小売業者については、令和元年10月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 5月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月 1日から同年10月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー堀越店

名古屋市西区南堀越二丁目 405番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市西区南堀越二丁目 405番 外 4筆	名古屋市西区南堀越二丁目 405番 ほか 4筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
中部薬品(株)	代表取締役 山口 眞里	岐阜県多治 見市高根町 四丁目29番 地	変更なし	代表取締役 高巢 基彦	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
中部薬品(株)	代表取締役 山口 眞里	岐阜県多治 見市高根町 四丁目29番 地	変更なし	代表取締役 高巢 基彦	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 5月11日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成30年 4月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 5月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月 2日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 2年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 茶屋新田土地改良区

(1) 退任役員

理事	山田 覚	名古屋市港区川園二丁目 153番地
理事	布目 春生	名古屋市港区東茶屋一丁目 239番地
理事	近藤 松一	名古屋市港区大西三丁目 8番地
理事	戸谷 秀秋	名古屋市港区東茶屋二丁目 193番地
理事	橋本 定治	名古屋市港区東茶屋一丁目 655番地
監事	坂野 克也	名古屋市港区川園三丁目85番地
監事	吉田 勇雄	名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
監事	武田 照美	名古屋市港区東茶屋一丁目 502番地

(2) 就任役員

理事	布目 勝	名古屋市港区東茶屋一丁目 521番地
理事	武田 宗雄	名古屋市港区東茶屋一丁目 101番地
理事	山田 智	名古屋市港区川園一丁目 9番地
理事	熊澤 洋芳	名古屋市港区東茶屋一丁目 256番地
理事	横井 幸夫	名古屋市港区秋葉一丁目76番地
監事	渡邊 弘道	名古屋市港区東茶屋一丁目 416番地
監事	新保 茂雄	名古屋市港区藤高五丁目14番地
監事	山本 妙子	名古屋市港区川園三丁目60番地

名古屋市緑政土木局都市農業課